

〔講座〕

江戸幕府による腑分の禁制

石 出 猛 史

(2008年5月27日受付)

要 旨

本邦においては古来より近世に至るまで、医学研究としての人体解剖が禁止されていたということが、定説化している。しかしいずれの時代においても、解剖の禁止を明文化した条文は見出されていない。近世の徳川幕政下においては、『御定書百箇条』によって、処刑後の罪因の処置について、処刑方法に応じて細く規定されていた。幕府の刑罰には、処刑後に遺体を解体するという付加刑は存在していなかった。山田浅右衛門で知られる様し斬りは、刑死体に刃を入れることが公認されていた唯一の付加刑である。腑分は様し斬りに準じて許可されたことが推定される。従って腑分は当初から様し斬りと競合する関係にあったのだろう。様し斬りに関する刀剣の鑑定などを収入源にしていた山田浅右衛門家にとって、刑死体を多数腑分に供されることは、死活問題であったのだろう。徳川幕府統治下の日本は法治国家である。本邦における腑分の歴史を検討する時、法制度からの観点が必要ではないであろうか。江戸幕府の法制度上、腑分の禁止条項があったとは考えられない。

Key words: 律令, 腑分, 御定書百箇条, 様し斬り

はじめに

本邦においては、古代から江戸幕府治政下のある時期に至るまで、人体解剖が禁止されていたということが通説となっている。「明治前日本解剖史」によると、本邦における最も古い人体解剖の記録は、『日本書紀 巻十四』の雄略天皇（5世紀後半）の条にある記述であるという。但これは一種の法医解剖であって系統解剖ではない。「明治前日本解剖史」ではさらに、「庶民の中にかかる事が行われても歴史書に残らなかったのであるかもしれぬ」と記述している。「かかる事」とは人体解剖のことである[1]。

『医学の歴史』で著者の小川鼎三氏は、「法制の歴史でみると、大宝律令では人体の解剖が明文をもって禁ぜられていたようである。律令が効力を失った武家政治の世には、それは明文をもって禁

ぜられたのではないが、律令いらいの伝統的な考え方で、人の死体を毀損するのは不応為のこと、すなわち条理の上から当然なしてはならぬ行為であり、それをなせば罰するというのであった。」としている[2]。

大宝律令は大宝元年（701）に成立した本邦で最初の法典であるが、江戸幕府成立当初徳川家康が日本古来の律令を調査させた際には、既に存在していなかった。その内容は大宝律令の後に編纂された養老律令の断片から推測されているだけである。古代の日本で、法律によって禁止しなければならぬほど盛んに人体解剖が行われていたというのであろうか。

武家社会では、特殊な状況下ではあるものの、戦国時代の合戦で敵を急迫撃する際には、手柄の証拠として首を取らずに鼻を削いで持ち帰ったり、死骸の足の裏に十文字などの目印となる切り

疵を付けることが行われていた（『明良洪範』）。また起源は定かではないが、死体を用いて刀剣の利鈍を試すための「様し斬り」も行われてきた。

管見した限りでは、江戸時代死体の損壊を咎められた記述が一例だけ見出された。作家長谷川伸が収集した、本邦における370件の敵討の史料から十数篇を編んだ『日本敵討異相』という作品中にみられる。この中に「燈籠堂の僧」という一篇がある。享保19年（1734）弟の仇を討つために僧となった岡山池田藩々士浅野安左衛門が、高野山でやはり僧になっていた相手の与一を討った一件を扱っている。

安左衛門は与市を幣した後、遺体に数カ所斬りつけ、これを囲炉裡に蹴落とした。この行為を「さいなみ（虐）」と記している。死体を毀損することを意味しているのであろう。この行為が、人道からも“不文の律”からも逸脱しており、そのため安左衛門は高野山から仇討とは認められず、高野山からの下山を仲々許されなかった[3]。但これは高野山側の主張であって、幕府の裁定ではない。

諸種の漢和字典・古語字典を調べても、「虐」に「さいなみ」という読みはない。「さいなむ」は「苛」であり、「いじめること」とある[4,5]。「さいなみ（虐）」は仏教用語辞典にもみられない[6]。

江戸幕府が定めた刑罰法典『御定書百箇条』には、死体の損壊に関する罰則規定はみられない[7]。『臈志』を著した山脇東洋に対して、佐野安貞・吉益東洞・田中栄信・福岡貞亮らが解屍無用論を唱え、腑分に反対したことはよく知られている。しかし幕府の高官・医師・儒学者らが、腑分を批判した記述は見出されていない。

山脇東洋から腑分について相談を受けた師の後藤艮山の返事に、「腑分は官の制するところにして」というくだりがある[1]。「官」は江戸幕府であり、「制する」は決めるという意味である。幕府が腑分を禁止しているとは述べていないのである。何故「腑分は官の制するところ」であるのか。

従来紹介されてきている、江戸時代に行われた腑分の対象者はすべて刑屍体である。江戸の町と幕府の直轄領（天領）における刑屍体は、すべて幕府の管理下に置かれていた。従って幕府領で行われた腑分が、幕府の統制下に置かれたのは当然

の事である。幕府が腑分を禁じていたという文書は、これまで明かにされていない。これらのことを勘案すると、江戸幕府が当初腑分を禁じていたかについては疑問がもたれる。

ところで、江戸幕府の刑罰制度に眼を転ずると、幕府が腑分を簡単には許可できなかった事情が隙間見えてくる。本稿では史料を紹介しながら、江戸幕府の刑罰制度の観点から、江戸の腑分について検証する。

江戸幕府における刑罰

徳川幕政下における生命刑は、前期における鋸挽と武士に対する刑罰である切腹・斬罪を除くと、(1) 引廻磔 (2) 磔 (3) 引廻獄門 (4) 獄門 (5) 火刑 (6) 引廻死罪 (7) 死罪 (8) 下手人であった[8]。

これらの刑のうち、(1) (2) (5) の磔と火刑を除いた (3) (4) (6) (7) (8) の刑は、いずれも斬首刑である。引廻しは処刑前に、獄門（梟首・晒首）は処刑後に行われた付加刑である。処刑後 (8) の下手人でのみ、遺体を引き取って埋葬することができたが、他の斬首刑では、処刑後小塚原の仕置場に隣接した墓地に粗略に埋葬されて、取捨とされた。この取捨も付加刑の一種と考えてよいであろう。江戸幕府では、処刑後の遺体の扱いまで厳格に定められていた。

腑分は遺体を解体するので、処刑後の「ハツ裂の刑」に相当すると考えられる。しかし江戸幕府の刑罰には、ハツ裂の刑がなかったばかりか、本邦における古来からの刑法である「律」にもみられない。従って腑分願を出されても、江戸幕府には、許可を与えるための根拠となる法律も先例もなかったことになる。

最初に行われた腑分が、直に將軍からの指図で行われたのではなかった場合、まず奥祐筆が先例を調べた後、幕府最高の評議々決機関である評定所で審議され、老中の連名で許可が出されたと考えられる。あるいは將軍の直裁を仰いだのかもしれない。

どのような先例を根拠として腑分の許可が出されたのであろうか。当時遺体の損壊を公認されていた業がある。「御様御用」という。「首斬浅右衛

門」の異名で知られる山田浅右衛門が行った様し斬りである。『御定書百箇条』に、「一、死罪 首を刎ね死骸取捨 様者に申し付く 但し田畑家屋敷家財共に闕所」とあり、遺体の損壊を認めた成文化された規則である[8]。

小伝馬町牢屋敷で行われた御様御用には、囚獄石出帯刀・腰物奉行・町奉行所の与力らも立ち合った。従って牢屋敷における様し斬りは、將軍家の刀剣の利鈍を試すために行われたものであった。山田浅右衛門は小塚原回向院裏手の仕置場でも様し斬りを行っている。この様し斬りは大名・旗本などからの依頼で行われたものであろう。

様し斬りに準じて腑分が許可されたとしたなら、小塚原で腑分が行われたことも納得できるであろう。従って当初から腑分は様し斬りと競合する運命にあったと考えられる。幕政の歴史から、様し斬りに優先順位があったことは明かである。

様し斬りと腑分

文久元年（1861）幕府種痘所頭取大槻俊斉は、年2・3度2体ずつ腑分を行いたい旨、町奉行所に願い出た。その翌2年獄門・死罪に処せられた罪因は113名であった。腑分に用いられなければ最多で113体を様し斬りに付することができたことになる。一方宝暦11年（1761）に獄門・死罪に処せられた罪因は12名のみであった[9]。これは何を意味するのか。

山田浅右衛門にとって様し斬りとは次のような意味をもっていた。(1) 家業である剣術流派「据物斬」の維持存続と弟子の指導 (2) 刀剣類の鑑定 (3) 罪因の遺体から取り出した胆嚢を薬種（人胆丸）として独占販売すること。(2) (3) は浅右衛門の重要な収入源であった。そのため、浪人でありながら高禄の旗本並の生活振りであったといわれている。

浅右衛門にとって、刑死体が腑分に用いられることは、自身の収入が減ることを意味する。単純な比較であるが、浅右衛門の宝暦11年の収入は、文久2年の十分の一しか無かったことになる。斬首された遺体を多数腑分に供することは、山田家の生活を脅かすことになったであろう。

腑分を医学研究と考える医師と、付加刑の一部

と考える幕府の役人とは、認識に差があって当然といえよう。前述の大槻俊斉が提出した『醫術解剖儀に付奉候書付』には、以下のようにくだりがある。「向後御用解剖ノ廉ニ被成下」。「御用解剖」即幕府の公用解剖ということにして欲しいということであり、「御様御用」と同じ扱いにして欲しいということであろう。

腑分が様し斬りと同様の扱いであったとしたなら、幕府の法制度からは単なる付加刑の一種に過ぎない。従って戒名を付けて丁重に埋葬することはあり得ない。腑分後の遺体の扱いは取り捨てられるだけである。

しかし「腑分」と「様し斬り」同源説には一点瑕疵がある。様し斬りについて、「士分、社人、僧徒、婦人、剃髪ノモノ、及び悪瘡ヲ患フル者、非人ノ類ノ如キハ、其用ニ供セズ」とあり、女性はその対象とはならない。しかるに杉田玄白らが立ち合った腑分の対象となった遺体は、通称「青茶婆」と呼ばれた老女である。医師からの強い要望によったものか、あるいは様し斬りの対象から除外されていたために、腑分に供されたものであろうか。

おわりに

18世紀のロンドンでは、解剖の教育に用いるための遺体の売買・盗掘が行われていた。盗掘は副葬品を持ち去ると絞首刑に処せられたが、遺体のみを持ち去った場合には、罰金と懲役刑だけであった。大抵の警察官は盗掘現場に行き合わせても、見て見ぬふりをしたという。1752年通称「殺人法」と呼ばれる法律により、殺人犯を処刑後に解剖することが公認された。この2年後の宝暦4年京都で山脇東洋らが腑分の観察を行った。当時の英国人は、遺体が解体されてしまうと、最後の審判の日に復活できないとして、解剖されることを恐れたのだという[10]。

西欧においても、遺体の損壊について倫理・宗教の立場から検討した論文はあまりみられない。林明弘氏は、キリスト教神学者アウグスチヌス Aurelius Augustinus (354-430) の説を紹介し、キリスト教徒は、遺体が損壊されていなければ復活を遂げることができるという希望を持たせるこ

とができるのだという。一方フランスのデカルト René Descartes (1596-1650) は、その著書『情念論』において、情念と肉体とを分けて考える立場を紹介している[11,12]。

土佐藩（高知県）で初めて人体解剖が行われたのは、幕末もかなり遅くなってからのようである。文久元年（1861）8月8日、藩の刑場長芝において処刑された高岡村の鹿太郎が腑分に付された。70人程の医師が参加したという。この時に「一医刀を以て肉切り取り塩をつけ喰いける由」とある。一人の医師が鹿太郎の肉を切り取って食べたというのである[13]。土佐の地域的特性が関わっていたのかもしれないが、当時の遺体に対する認識はこのようなものであったのだろう。

明治3年（1870）の『太政官布告』に、「罪因の屍骸に就き胆を抜き及び其屍骸を撃て刀剣の利鈍を試みるを禁ず」とある[14]。これは明かに山田浅右衛門を対象としたものであろう。この後明治政府によって、「死体の遺棄・損壊を禁ずる」法律が制定されたのは、明治40年（1907）になってからのことである[15]。本邦では昭和に入っても、猶遺体の一部が薬種として用いられていたという報道記事が散見される[16]。

筆者は、江戸幕府による腑分の禁制は存在しなかったと考えている。

SUMMARY

It has been the popular view that in Japan from ancient times until the period of the Edo shogunate, human autopsy as medical practice was discouraged. However, in every era, human autopsy has never been expressly prohibited by law. The treatment of executed criminals was strictly prescribed in detail according to the style of the execution by the code of the Tokugawa shogunate, *Osadamegaki Hyakkajo*. This code made no provision for the additional punishment of dissection for executed criminals. As wellknown for Yamada Asauemon, *Tameshigiri* was the only additional punishment by which executed criminals could be injured using Japanese swords or spears authorized by the Tokugawa shogunate. It is

considered that human autopsy was permitted for criminals who had been executed in this way. Therefore, human autopsy might be viewed as competing with *Tameshigiri* for procuring the bodies of executed criminals. This would have been a matter of great concern to the family of Yamada Asauemon, who had a considerable income as experts in the use of Japanese swords and spears for *Tameshigiri* that many executed criminals would be subjected to autopsy. Japan under the Tokugawa shogunate was a constitutional state. When the history of human autopsy in Japan is examined, it may be necessary to view it in the light of Japanese criminal law history. It seems unlikely that human autopsy was prohibited under the Tokugawa shogunate.

文 献

- 1) 小川鼎三. 明治前日本解剖史, 明治前日本医学史第一巻, 日本学士院日本科学史刊行会編, 増訂復刻版, 東京: 日本古医学資料センター, 1978; 52-248.
- 2) 小川鼎三. 十九世紀半ば以後, 医学の歴史, 東京: 中央公論社, 1964; 163-229.
- 3) 長谷川伸. 燈籠堂の僧, 日本敵討異相, 東京: 中央公論社, 1974; 7-32.
- 4) 諸橋轍次. 大漢和辭典縮寫版卷九, 東京: 大修館書店, 1967.
- 5) 大野 晋 前田金五郎 佐竹昭広. 岩波古語字典, 東京: 岩波書店, 1974.
- 6) 中村 元. 佛教語大辞典縮刷版, 東京: 東京書籍, 1981.
- 7) 藤井嘉雄. 御定書百箇条と刑罰手続, 東京: 高文堂出版, 1987.
- 8) 古事類苑24法律部二, 東京: 吉川弘文館, 1969.
- 9) 荒川区立荒川ふるさと文化館常設展示図録, 東京都荒川区教育委員会編, 東京: 荒川ふるさと文化館, 2002.
- 10) ウエンディ・ムーア. 矢野真千子訳. 解剖医ジョン・ハンターの数奇な生涯. 東京: 河出書房新社, 2007.
- 11) 林 明弘. 遺体に敬意を払う根拠について 川崎医療福祉学会誌. 2001; 11: 271-5.
- 12) デカルト. 伊吹武彦訳. 情念論. 東京: 角川文庫4版, 1967.
- 13) 藤原紫朗. 土佐の人体解剖. 医界風土記中国・四国篇, 京都: 思文閣出版, 1994; 272-4.
- 14) 木下真弘. 新旧比較表(編年). 維新旧幕比較論. 東京: 岩波書店, 1993; 11-86.
- 15) 菅野和夫 江頭憲治郎 小早川光郎 西田典之. 六法全書平成19年版I. 東京: 有斐閣, 2007.
- 16) 藤井正雄. 第4章墓をめぐる世相史. 墓地墓石大事典. 東京: 雄山閣, 1981; 169-96.